

青森県循環型社会形成推進委員会設置要綱

(目的)

第1 循環型社会の形成と廃棄物行政の円滑な推進を図ることを目的に、廃棄物対策と資源の循環的利用の一体的促進に関する基本方針について審議するため、青森県循環型社会形成推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 循環型社会形成推進計画に関する事項
- (2) 廃棄物処理計画に関する事項
- (3) その他循環型社会の形成推進及び廃棄物の処理に関する重要な事項

(組織)

第3 委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、各委員の互選による。
- 4 副委員長は、委員長が選任する。
- 5 委員長に事故あるとき又は不在のときは、副委員長がその職務を代理する。

(任期)

第4 委員の任期は、2年とする。

- 2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5 委員会は、青森県環境エネルギー部長が、必要に応じて招集する。

- 2 委員会の会議は、委員長が総理する。

(関係者の出席)

第6 委員長は、必要に応じて委員以外の者を委員会の会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(部会)

第7 専門的事項を検討するため、必要に応じて、委員会に部会を設置することができる。

- 2 部会は、委員長が指名する者をもって構成する。
- 3 部会の運営は、別に定めるものとする。

(委員会の庶務)

第8 委員会の庶務は、青森県環境エネルギー部資源循環推進課において処理する。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年5月24日から施行する。
- 2 青森県廃棄物処理対策専門委員会設置要綱（昭和51年11月18日）は、廃止する。
- 3 青森県循環型社会形成推進基本計画検討委員会設置要綱（平成15年8月18日）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月5日から施行する。

別表（第3関係）

委員の構成	人 員	備 考
1 学識経験者	6人以内	理学、工学、医学、農学、経済、食育、法律等
2 関係団体代表者	10人以内	農業、商工業、建設業、水産業、産業廃棄物処理業、消費者団体、食育関係団体等